

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号				
不利益処分の種類	都道府県指導センターの改善命令	根拠条項	第57条の7				
処分基準	<p>生活衛生営業指導センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるとき、知事は生活衛生営業指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>なお、個々の事例について個別具体的に判断する必要がある、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	目次NO